# 移動支援の手引き
# （千葉市）

令和６年１２月

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害福祉サービス課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、
事前の予告なしに変更されることがあります。

# 目　　次


１　移動支援の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　移動支援の対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　身体介護有りの基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　実施方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　標準支給量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
６　外出の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
７　利用者の負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
８　サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　サービス提供者の資格要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
10　その他留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
11　院内介助について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
12　移動支援に関するＱ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ｑ１　グループホーム入居中に移動支援を利用する場合 ／ ９
Ｑ２　移動支援における通院時の取扱い ／９
Ｑ３　入退院時の利用 ／ 10
Ｑ４　病院や施設に入院・入所中である場合 ／ 10
Ｑ５　１回当たりのサービス提供時間 ／ 10
Ｑ６　市外に行く場合の移動支援 ／ 10
Ｑ７　ヘルパー自らが運転する場合の算定 ／ 11
Ｑ８　事業者等が所有する車の利用 ／ 11
Ｑ９　目的地のみの支援 ／ 12
Q10　ヘルパー派遣に要する交通費 ／ 12
Q11　複数の目的地がある場合 ／ 12
Q12　学校行事での外出 ／ 12
Q13　ヘルパーが一緒に食事をする場合 ／ 13
Q14　スーパー銭湯や温泉での入浴 ／ 13
Q15　プール内での支援を行う場合 ／ 13
Q16　事業者主催の行事 ／ 14
Q17　年齢による利用制限 ／ 14
Q18　準備のみを行って外出できなかった場合／ 14
Q19　『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』のサービス内容／ 15
Q20　宿泊旅行における移動支援の利用 ／ 15
Q21　移動支援事業所を目的地とした外出 ／ 15
Q22　短期入所への移動支援 ／ 16
Q23　家族が運転する車の利用 ／ 16
Q24　習い事やサークル活動 ／ 16

## 1　移動支援の概要

移動支援とは、屋外での移動が困難な障害者（児）につき、ヘルパーを派遣して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行うものです。

## 2　移動支援の対象者

次の状態にある方で、障害によって移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

| 対　象　要　件 |
| --- |
| １、２のいずれにも該当する方が対象となります。<br><br>１　次のいずれかに該当する方<br>（１）知的障害<br>（２）精神障害<br>（３）全身性障害（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）第５条第１項第２号に規定する障害の級別が一級に該当し、かつ両上肢二級及び両下肢二級以上）<br>（４）重度の視覚障害（視覚障害１級及び２級）（※）<br>※　障害福祉サービスの「同行援護」が優先されますので、「移動支援」では原則として利用の対象となりません。<br>（５）上記（１）～（４）に準ずる状態として高齢障害支援課長が認める者<br><br>２　次のいずれかに該当する方<br>（１）障害者<br>障害支援区分１以上と認定された者、又は障害支援区分の認定調査項目１－９「移動」の結果が「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」に該当する方<br>（２）障害児（介護者が付き添えない場合に限ります）<br>障害児の調査項目（５領域１１項目）のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童 |

## 3　身体介護有りの基準

次の状態にある方が、「身体介護有り」の対象となります。

| 対　象　要　件 |
| --- |
| 1　障害者<br><br>次の（1）、（2）のいずれかに該当する方<br>（1）障害福祉サービスにおける居宅介護の通院等介助（身体介護を伴う）の対象者<br>（2）障害支援区分の認定を受けていない者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の調査項目について、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、次のいずれか一つに該当すると認められた方<br>a「歩行」　「全面的な支援が必要」<br>b「移乗」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」<br>c「移動」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」<br>d「排尿」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」<br>e「排便」　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」<br><br>2　障害児<br><br>次の（1）、（2）のいずれかに該当する児童<br>（1）全身性障害児<br>（2）障害者に係る判断基準に準じ、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、移動支援のサービス提供時において「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかについて支援が必要と想定される児童。「想定される児童」とは、具体的には、次のａ、ｂのいずれにも該当する児童を想定している。<br>a　障害児の調査項目の聴き取りの結果、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童<br>b　障害児の調査項目の聴き取りの結果、「食事」及び「排せつ」が「全介助」若しくは「一部介助」に該当する、又は「行動障害及び精神症状」のうち(1)～(3)の項目が「ほぼ毎日（週５日以上）の支援や配慮等が必要」若しくは「週に１回以上の支援や配慮等が必要」に該当する児童 |

## 4　実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、１人の障害者（児）に対して、原則として１人のヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

## 5　標準支給量

月２５時間

## 6　外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断したものが移動支援の対象となります。

また、『居宅～目的地～居宅』の一連の経路が移動支援の対象となりますが、この一連の経路の一部のみ移動の支援が必要であると認められる場合は、当該区間（以下「要支援区間」）のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

例）○　移動経路上の要支援区間以外（以下「支援外区間」）は介助者が付添うことができる場合

○　支援外区間は日常的に利用している経路で支援の必要はないが、要支援区間は日常的に利用していない区間であり、移動の支援が必要な場合

当該利用について、事業者は「支援外区間の経路の詳細」及び「支援外区間においてサービスを必要としない理由」をサービス提供記録に記載する必要があります。

なお、サービスを実施した時間は、あくまで要支援区間におけるサービス提供時間となるので、サービス提供記録及び実績記録票には当該サービス提供時間のみを記載します。

### ⑴　対象となる外出の範囲

千葉市における移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

| 事　　由 | 外出内容 | 外出先の例 |
|---|---|---|
| 社会生活上必要不可欠な外出 | 買物 | 商店、デパート等 |
| | 行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等 | 市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁等 |
| | 医療機関への通院 | 病院、診療所等 |
| | 金融機関の利用 | 銀行、郵便局等 |
| | 冠婚葬祭 | 結婚式、葬式、法事等の会場 |
| 余暇活動のための外出 | 文化施設等の利用 | 美術館、映画館、コンサート会場等 |
| | 体育施設等の利用 | 体育館、競技場、プール等 |
| | 観光施設等の利用 | 動物園等 |
| | 理容・美容・着付け | 理容院、美容院 |

### ⑵　対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、千葉市における移動支援事業の対象とはなりません。

| 事　　由 | 外出先の例 |
|---|---|
| 経済的活動に係る外出 | 通勤、営業活動等 |
| 通年かつ長期にわたる外出（**標準支給量を超えて**、１週間に一度程度、同一の目的のために、３カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出） | 習い事、サークル活動への参加（標準支給量を超える部分）<br>普通高校、大学等への通学（標準支給量を超える部分）等<br>※標準支給量の範囲内であれば可 |
| 社会通念上適当でない外出 | ギャンブル、パチンコ、飲酒を目的とした外出等 |
| 外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき外出 | 義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎等 |
| 利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当てが行われている、又は行われるべき外出 | 通所施設、ワークホーム等への通所等<br>団体活動等への参加 |

千葉市では、義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎、通所施設等への通所等について、移動支援を利用することはできませんが、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、一時的（３か月程度）に移動支援の利用が認められる場合がありますので、その際は、必ず各区高齢障害支援課にご相談ください。

## 7　利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次のとおりとなります。

| | 生活保護受給世帯 | 市民税非課税世帯 | 市民税課税世帯 |
|---|---|---|---|
| 負担割合 | 無料 | 無料 | １０％ |

※　世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとします。

※　月ごとの利用者負担には負担能力に応じた上限があります。

## 8　サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### ⑴　移動支援の対象と考えられる事例

○　外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）

○　移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）

○　外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）

○　外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）

○　外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

### ⑵　移動支援に含まれないと考えられる事例

○　病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合

○　外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。）

○　移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

※　移動支援は利用者側の発意により外出する場合に適用されるサービスです。

このため、

・　事業者が発案・企画し、多数のガイドヘルパーが多数の障害児を一緒にプール、遠足、遊園地、映画等へ連れて行くガイドヘルプサービス

・　事業者が主催する日帰り旅行において、多数の障害者にガイドヘルパーが同伴して行われるガイドヘルプサービス

のように事業者側の発案・企画・主催によるイベント等への参加には適用されません。

## 9　サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たって、必要な資格要件については、次のとおりとなります。

移動支援に係る従業者の資格要件

| 資　　格 | サービス<br>提供責任者 | サービス<br>提供職員 |
|---|---|---|
| ①介護福祉士 | ○ | ○ |
| ②居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者<br>（１～２級） | ○<br>（２級を除く） | ○ |
| ③介護職員基礎研修修了者 | ○ | ○ |
| ④社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第５号の指定を受けた学校又は養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者（実務者研修修了者） | ○ | ○ |
| ⑤居宅介護初任者研修修了者 | × | ○ |
| ⑥平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの | ×<br>（①～⑤を除く） | ○ |
| ⑦視覚障害、全身性障害又は知的障害を有する者及び障害児に対する外出時における移動の介護等に必要な知識、技能を有する移動介護従業者の養成研修として都道府県知事が認めた研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（移動介護従業者養成研修修了者等） | × | ○ |

## 10　その他留意事項

⑴　移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。

レクリエーション中でも、他に利用者の介助を行うスタッフがいなく、移動支援のヘルパーにより行うことが期待される支援（一定以上の距離の移動、トイレ介助、水分補給等を想定）が発生する可能性があり、利用者に付き添い、支援が必要な際に直ちにそれを行えるよう常時見守っている場合は算定の対象となります。

※院内の介助については、別途院内介助に係る規定（８ページ参照）により要否を判断します。

⑵　原則として、公的機関への手続き、通院については、介護保険や障害福祉サービスを利用できる場合にはその利用を優先し、居宅介護（通院等介助）の対象とならない外出の場合に移動支援を利用することができます。

⑶　移動支援事業所又はヘルパーの車をサービス提供に用いる際、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合（実費を受け取ることは可）は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。詳細につきましては、サービス提供の前に「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて（令和６年４月１６日付け厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）」をご参照ください。

## 11　院内介助について

院内の介助については、居宅介護（通院等介助及び身体介護）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び移動支援のすべてのサービスについて、以下１、２のいずれかの条件を満たす場合に算定可とします。

１　当該医療機関の院内の構造が、移動に一定の支援を要するものと判断され（総合病院など受付から受診する場所等まで一定の距離がある等）、当該医療機関において院内の移動の支援が期待できない。

２　１に該当しない場合で、なお個別具体的な事情により院内の移動の支援が必要と認められ、当該医療機関に院内の移動の支援を要請し、対応できない旨の回答を得ている。

なお、上記に掲げる場合でも、以下に該当する場合は算定対象とならない場合があります。

（１）　障害に起因しない専ら一時的な怪我、疾病などの事由により支援が必要である場合

（２）　他の手段（院内のボランティアサービス等の障害福祉サービス又は地域生活支援給付以外のサービス）を利用できる場合

なお、具体的な事務取扱いは以下のとおりとします。

○　事業者は受給者証等に「院内介助あり」と明記されている場合であり、かつ各区高齢障害支援課が上記１又は２に該当すると確認している医療機関でのみ院内介助できます（９ページＱ２参照）。院内介助を行った場合は、必ずその旨を記録してください。

## 12　移動支援に関するＱ＆Ａ

### Ｑ１　グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、グループホームの事業者が対応すべきものです。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に２回を限度として、慢性疾患の場合等に限りサービスの利用が認められる場合があります。

### Ｑ２　移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

Ａ　介護保険の被保険者や居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者については、介護保険や障害福祉サービスを優先して利用することになります。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、総合病院など受付から受診する場所等まで一定の距離がある等、院内の構造が、移動に一定の支援を要するものと判断され、当該医療機関において院内の移動の支援が期待できない場合等は、所定の手続き（※）を経た上で、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

※　所定の手続き

①支給決定についての確認

院内介助について各区高齢障害支援課が支給決定した場合、**「院内介助あり」**と受給者証に記載し、事業者の方が、当該利用について提供可能な方かどうか分かるようにしてあります。

②医療機関についての確認

サービス提供の前に、当該医療機関が院内介助を提供してよい条件にあてはまる医療機関かどうか、各区高齢障害支援課にご確認ください。

## Q３　入退院時の利用

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

Ａ　入退院の際には、原則として利用できません。

ただし、利用者のみでは移動が不可能な場合で、且つ家族等の支援を受けられない場合は、この限りではありません。

## Q４　病院や施設に入院・入所中である場合

病院に入院中の者や施設入所中（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　移動支援は在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中の方は、原則として移動支援を利用することはできません。

ただし、利用者が一時帰宅する場合であって、施設に対する報酬（入院・外泊等に係る各種加算を含む。）が算定されない日については、利用することも可能です。

なお、入院中の医療機関からの外出・外泊時に移動支援を利用する場合は、「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（平成 28 年６月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の同行援護等の取扱いと同様です。

## Q５　１回当たりのサービス提供時間

１回のサービス提供時間に制限はありますか。

Ａ　１回のサービス提供時間に制限はありません。

## Q６　市外に行く場合の移動支援

千葉市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

Ａ　市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

## Ｑ７　ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

Ａ　ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

移動支援事業所又はヘルパーの車をサービス提供に用いる際、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合（実費を受け取ることは可）は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。詳細につきましては、サービス提供の前に「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて（令和６年４月１６日付け厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）」をご参照ください。

## Ｑ８　事業者等が所有する車の利用

事業者若しくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

Ａ　実施可能です。利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合（実費を受け取ることは可）は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。詳細につきましては、サービス提供の前に「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて（令和６年４月１６日付け厚生労働省及びこども家庭庁事務連絡）」をご参照ください。

なお、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とはみなせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

**例**

**【 10：00～13：00 までの支援の場合 】**

- 10：00～10：30　外出のための準備及び車両への乗車介助
- 10：30～11：00　運転中（※　算定対象外）
- 11：00～12：00　降車介助、目的地での介助、乗車介助
- 12：00～12：30　運転中（※　算定対象外）
- 12：30～13：00　降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は３時間ですが、そのうち１時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は２時間となります。

## Ｑ９　目的地のみの支援

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことになりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

Ａ　目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合（Ｑ２１参照）は、利用対象外となります。

## Ｑ１０　ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

Ａ　事業者が運営規程の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合、その目的地が『通常の事業の実施地域』以外であれば、上記と同様に交通費を徴収することが可能です。

## Ｑ１１　複数の目的地がある場合

１回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

Ａ　複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

## Ｑ１２　学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

## Q１３　ヘルパーが一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーが一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

Ａ　ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、移動支援の算定対象には含まれません。

## Q１４　スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

Ａ　公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護（身体介護）にて入浴介助（公衆浴場等までの移動を含む。）が認められる場合があります。

## Q１５　プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

Ａ　移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、介助や見守りを含まない『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません（７ページ「その他留意事項」もご参照ください。）。

### Ｑ１６　事業者主催の行事

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

Ａ　移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

### Ｑ１７　年齢による利用制限

移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。

Ａ　支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、障害児であって、障害の有無に関わらず保護者の協力なしには行うことができない外出（例えば、５歳である児童が、単独で病院に行くことやデパートに行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）。

### Ｑ１８　準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

Ａ　外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

## Ｑ１９　「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」のサービス内容

『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』では、提供できるサービスに差があるのですか。

Ａ　『身体介護を伴う場合』と『身体介護を伴わない場合』については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

したがって、どちらに区分されても、身体介護が必要な場合は、身体介護を行うこととなります。

## Ｑ２０　宿泊旅行における移動支援の利用

宿泊旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

Ａ　社会通念上適当であると認められる場合であって、サービスを提供できる事業者がある場合には、移動支援の利用も可能です。

ただし、移動支援の内容及び利用スケジュール、また、交通費や宿泊費等の費用負担等について、事前に市及び事業者と詳細を確認しておく必要があります。

## Ｑ２１　移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

Ａ　外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、移動支援計画上に支援の必要性を明記する必要があります。

## Ｑ２２　短期入所への移動支援

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　短期入所の利用に当たっては、障害の程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。

したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。

## Ｑ２３　家族が運転する車の利用

家族が運転する車を利用して、移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　家族が付き添える状態ならば、原則利用できません。ただし、公共交通機関を利用することが困難な利用者であって、車内で常時介護を必要とする場合は、各区高齢障害支援課へ個別にご相談ください。

## Ｑ２４　習い事やサークル活動

習い事やサークル活動に、移動支援を利用することは可能ですか。

Ａ　１週間に一度程度、同一の目的のために、３カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出であっても、**標準支給量の範囲内**であれば、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しませんので、利用可能です。

この場合、総支給決定時間が標準支給量を超えた方については、受給者証（二）欄の支給量欄又は備考欄に**「※２５時間／月までは通年かつ長期にあたらない」**と受給者証に記載し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにしてあります。

※　習い事やサークル活動中のいわゆる「中抜け」の取扱いは、７ページ「その他留意事項」をご参照ください。

※　当該取扱いについての詳細は、当課ホームページに掲載の「同行援護・移動支援等に係る支給量の取扱いについて」をご参照ください。

【掲載先】

「https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/documents/231001_dokoengo_shikyuryonotoriatukai.pdf」

千葉市ＨＰ ＞ ホーム ＞ 健康・福祉 ＞ 障害者福祉 ＞ その他障害者福祉 ＞ 事業者の皆さまへ ＞ 事業者説明会等 ＞ 平成２３年 ＞ 平成 23 年 10 月 1 日（土曜日）・障害者自立支援法における同行援護の創設 ＞ 2 同行援護・移動支援等に係る支給量の取扱いについて